

建築各種申請べんり帳

1. 所管課等

1	建築確認 検査関係 (※①②)	鶴ヶ島市 都市整備部 都市計画課	TEL	049-271-1111
		〒350-2292	FAX	049-271-1190
		鶴ヶ島市大字三ツ木16-1	E-mail	10600010@city.tsurugashima.lg.jp
	建築確認 検査関係 (※①②以外)	埼玉県川越建築安全センター東松山駐在	TEL	0493-22-4340
		〒355-0024	FAX	0493-22-4342
		東松山市六軒町5-1	E-mail	r4321024@pref.saitama.lg.jp
2	開発許可 適合証明	鶴ヶ島市 都市整備部 都市計画課	TEL	049-271-1111
		〒350-2292	FAX	049-271-1190
		鶴ヶ島市大字三ツ木16-1	E-mail	10600010@city.tsurugashima.lg.jp
3	消防法	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	TEL	049-281-3119
		〒350-0221	FAX	049-284-9900
		坂戸市鎌倉町16-16	E-mail	HP専用フォーム
4	道路 河川	飯能県土整備事務所	TEL	042-973-2281
		〒357-0021	FAX	042-973-2286
		飯能市双柳75	E-mail	HP専用フォーム
		鶴ヶ島市 都市整備部 道路建設課	TEL	049-271-1111
		〒350-2292	FAX	049-271-1190
		鶴ヶ島市大字三ツ木16-1	E-mail	10600020@city.tsurugashima.lg.jp

- ※ 建築確認・検査関係の範囲
- ①-1 建築基準法第6条第1項第2号のうち、**木造**建築物で、以下の条件を全て満たすもの（知事の許可を必要とするものを除く）
- ・地階を除く階数が2以下
 - ・延べ面積300㎡以下
 - ・高さ16m以下
- ①-2 建築基準法第6条第1項第3号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）
- ② 建築基準法施行令第138条の工作物のうち、以下のもの（いずれも、①以外の敷地内に築造するものを除く）
- ・高さが6mを超え10m以下の煙突
 - ・高さが4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの
 - ・高さが2mを超え3m以下の擁壁

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	・埼玉県建築基準法施行条例 ・埼玉県建築基準法施行細則 ・鶴ヶ島市建築基準法施行細則 ・埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例 （埼玉県建築物バリアフリー条例） ・埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱
2	都市計画法関係	・鶴ヶ島市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例 ・鶴ヶ島市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則
3	その他	・鶴ヶ島市開発指導要綱

3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	30cm
		ただし、H12告示1455号第2の式（※）により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 （※） 垂直積雪量（m）＝0.0005 × 標高（m） + 0.28 〔目安〕 31cm
2	地表面粗度区分	Ⅲ（H12建設省告示1454号第1）
3	基準風速（Vo）	30m/秒（H12建設省告示1454号第1）
4	庁舎所在地の緯度経度	東経 139° 23′ 35"（参考値 ※1） 北緯 35° 56′ 04"（参考値 ※1） 標高 40.66m （参考値 ※1） ※1 設計における緯度経度を指定するものではありません。
5	日影規制の注意点	新築・増築を問わず、市街化調整区域に日影を落とす場合も、日影規制がかかります。 都市計画図の購入及び閲覧：鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	市街化区域（防火・準防火地域除く）								
2	建築基準法第49条に 基づく特別用途地区	根拠条例 問い合わせ <table><tr><th>区域</th><th>主な締結事項</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>			区域	主な締結事項	なし	なし		
区域	主な締結事項									
なし	なし									
3	建築基準法第57条の 5に基づく高層住居 誘導地区	問い合わせ <table><tr><th>種類</th><th>適用区域</th><th>建蔽率の最高限度</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>			種類	適用区域	建蔽率の最高限度	なし	なし	なし
種類	適用区域	建蔽率の最高限度								
なし	なし	なし								
4	建築基準法第58条に 基づく高度地区	問い合わせ <table><tr><th>種類</th><th>適用区域</th><th>高さの最高限度</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>			種類	適用区域	高さの最高限度	なし	なし	なし
種類	適用区域	高さの最高限度								
なし	なし	なし								

5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	問い合わせ <table><tr><th>地区</th><th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th></tr><tr><td rowspan="5">なし</td><td colspan="2">なし</td></tr><tr><th>建蔽率の最高限度</th><th>敷地面積</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr><tr><th colspan="2">壁面の位置制限</th></tr><tr><td colspan="2">なし</td></tr></table>	地区	容積率の最高限度/最低限度		なし	なし		建蔽率の最高限度	敷地面積	なし	なし	壁面の位置制限		なし		
地区	容積率の最高限度/最低限度																
なし	なし																
	建蔽率の最高限度	敷地面積															
	なし	なし															
	壁面の位置制限																
	なし																
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	問い合わせ <table><tr><th>街区</th><th>容積率の最高限度</th></tr><tr><td rowspan="5">なし</td><td>なし</td></tr><tr><th>高さの最高限度</th></tr><tr><td>なし</td></tr><tr><th>壁面の位置制限</th></tr><tr><td>なし</td></tr></table>	街区	容積率の最高限度	なし	なし	高さの最高限度	なし	壁面の位置制限	なし							
街区	容積率の最高限度																
なし	なし																
	高さの最高限度																
	なし																
	壁面の位置制限																
	なし																
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	根拠条例 問い合わせ <table><tr><th>地区整備計画区域</th><th>条例で定めている主な事項</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	なし	なし											
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項																
なし	なし																
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	根拠条例 問い合わせ 鶴ヶ島市 都市整備部 都市計画課 <table><tr><th>区域</th><th>主な締結事項</th></tr><tr><td>ホンダ開発鶴ヶ島2次分譲</td><td>お問い合わせください</td></tr><tr><td>鶴ヶ島旭住宅</td><td>お問い合わせください</td></tr><tr><td>星和若葉台</td><td>お問い合わせください</td></tr></table>	区域	主な締結事項	ホンダ開発鶴ヶ島2次分譲	お問い合わせください	鶴ヶ島旭住宅	お問い合わせください	星和若葉台	お問い合わせください							
区域	主な締結事項																
ホンダ開発鶴ヶ島2次分譲	お問い合わせください																
鶴ヶ島旭住宅	お問い合わせください																
星和若葉台	お問い合わせください																
9	建築基準法第86条に基づく一団地認定	<table><tr><th>地名地番</th><th>団地名</th><th>備考</th></tr><tr><td>南町2丁目1番1ほか</td><td>かわつるグリーントウン新鶴</td><td>共同住宅</td></tr><tr><td>松ヶ丘4丁目1-1ほか</td><td>かわつるグリーントウン松ヶ丘</td><td>共同住宅</td></tr><tr><td>太田ヶ谷字前844ほか</td><td>県住鶴ヶ島南町団地</td><td>共同住宅</td></tr><tr><td>富士見3丁目1-1ほか</td><td>若葉台団地</td><td>共同住宅</td></tr></table>	地名地番	団地名	備考	南町2丁目1番1ほか	かわつるグリーントウン新鶴	共同住宅	松ヶ丘4丁目1-1ほか	かわつるグリーントウン松ヶ丘	共同住宅	太田ヶ谷字前844ほか	県住鶴ヶ島南町団地	共同住宅	富士見3丁目1-1ほか	若葉台団地	共同住宅
地名地番	団地名	備考															
南町2丁目1番1ほか	かわつるグリーントウン新鶴	共同住宅															
松ヶ丘4丁目1-1ほか	かわつるグリーントウン松ヶ丘	共同住宅															
太田ヶ谷字前844ほか	県住鶴ヶ島南町団地	共同住宅															
富士見3丁目1-1ほか	若葉台団地	共同住宅															
10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	なし 区域指定の関係図書は、飯能県土整備事務所及び鶴ヶ島市にて縦覧できます。															

11	都市計画法第58条の2に基づく地区計画 (建築基準法第68条の2に基づくものを除く)	問い合わせ 鶴ヶ島市 都市整備部 都市計画課	<table><tr><th>地区計画</th><th>地区整備計画で定める主な事項</th></tr><tr><td>新田地区</td><td>用途、容積率、敷地面積、壁面位置、高さ、垣柵</td></tr><tr><td>南西部第一期地区</td><td>用途、敷地面積、壁面位置、意匠、垣柵</td></tr><tr><td>若葉駅西口地区</td><td>用途、容積率、敷地面積、意匠、垣柵</td></tr><tr><td>五味ヶ谷地区</td><td>垣柵</td></tr><tr><td>鶴ヶ島東急セレクトタウン地区</td><td>用途、容積率、敷地面積、壁面位置、高さ、垣柵</td></tr><tr><td>若葉駅前富士見地区</td><td>用途、容積率、敷地面積、壁面位置、意匠</td></tr><tr><td>藤金地区</td><td>用途、敷地面積、壁面位置、高さ、垣柵</td></tr><tr><td>共栄第2期地区</td><td>用途、敷地面積、壁面位置、工作物、高さ、垣柵</td></tr><tr><td>脚折地区</td><td>用途、敷地面積、壁面位置、工作物、高さ、意匠、垣柵</td></tr><tr><td>上広谷第1地区</td><td>用途、敷地面積、高さ、垣柵</td></tr><tr><td>一本松地区</td><td>用途、敷地面積、垣柵</td></tr><tr><td>圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区</td><td>用途、敷地面積、壁面位置、工作物、高さ、意匠、垣柵</td></tr><tr><td>圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側地区</td><td>用途、敷地面積、壁面位置、工作物、高さ、意匠、垣柵、緑化</td></tr></table>	地区計画	地区整備計画で定める主な事項	新田地区	用途、容積率、敷地面積、壁面位置、高さ、垣柵	南西部第一期地区	用途、敷地面積、壁面位置、意匠、垣柵	若葉駅西口地区	用途、容積率、敷地面積、意匠、垣柵	五味ヶ谷地区	垣柵	鶴ヶ島東急セレクトタウン地区	用途、容積率、敷地面積、壁面位置、高さ、垣柵	若葉駅前富士見地区	用途、容積率、敷地面積、壁面位置、意匠	藤金地区	用途、敷地面積、壁面位置、高さ、垣柵	共栄第2期地区	用途、敷地面積、壁面位置、工作物、高さ、垣柵	脚折地区	用途、敷地面積、壁面位置、工作物、高さ、意匠、垣柵	上広谷第1地区	用途、敷地面積、高さ、垣柵	一本松地区	用途、敷地面積、垣柵	圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区	用途、敷地面積、壁面位置、工作物、高さ、意匠、垣柵	圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側地区	用途、敷地面積、壁面位置、工作物、高さ、意匠、垣柵、緑化
地区計画	地区整備計画で定める主な事項																														
新田地区	用途、容積率、敷地面積、壁面位置、高さ、垣柵																														
南西部第一期地区	用途、敷地面積、壁面位置、意匠、垣柵																														
若葉駅西口地区	用途、容積率、敷地面積、意匠、垣柵																														
五味ヶ谷地区	垣柵																														
鶴ヶ島東急セレクトタウン地区	用途、容積率、敷地面積、壁面位置、高さ、垣柵																														
若葉駅前富士見地区	用途、容積率、敷地面積、壁面位置、意匠																														
藤金地区	用途、敷地面積、壁面位置、高さ、垣柵																														
共栄第2期地区	用途、敷地面積、壁面位置、工作物、高さ、垣柵																														
脚折地区	用途、敷地面積、壁面位置、工作物、高さ、意匠、垣柵																														
上広谷第1地区	用途、敷地面積、高さ、垣柵																														
一本松地区	用途、敷地面積、垣柵																														
圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区	用途、敷地面積、壁面位置、工作物、高さ、意匠、垣柵																														
圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側地区	用途、敷地面積、壁面位置、工作物、高さ、意匠、垣柵、緑化																														
12	景観法第81条に基づく景観協定区域	問い合わせ	<table><tr><th>区域</th><th>主な締結事項</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>	区域	主な締結事項	なし	なし																								
区域	主な締結事項																														
なし	なし																														
13	都市計画区域編入時期	昭和39年3月16日	都市計画情報																												
14	省エネルギー基準地域区分	問い合わせ 埼玉県川越建築安全センター東松山駐在、鶴ヶ島市都市整備部都市計画課	<table><tr><th>市町村名</th><th>地域区分</th></tr><tr><td>鶴ヶ島市</td><td>6地域</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	市町村名	地域区分	鶴ヶ島市	6地域																								
市町村名	地域区分																														
鶴ヶ島市	6地域																														

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則	都市計画区域（市街化区域）	開発区域の敷地面積 500㎡以上※1
	第60条の規定に基づ	都市計画区域（市街化調整区域）	全部
	く適合証明	都市計画区域（非線引き区域）	なし
	必要	都市計画区域外	なし

※1 都計法29条1項許可等を受けた開発区域内のものは完了公告前は敷地面積500㎡未満でも適合証明が必要

※ 隣地同士で可分の関係にあり、一体開発にあたる場合は、開発区域の敷地面積は隣地を含んだ面積とする

6. その他の届出等

届出等		対象		時期	提出先
1	高層建築物等の防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物		確認申請の前まで	県建築安全課
2	建築物省エネ法	適合性判定申請	すべての建築物（平屋建てかつ200㎡以下の建築物（※５）で建築士が設計するものを除く）	※３	※４ 又は 登録省エネ判定機関
		性能向上計画認定申請	誘導基準（容積率特例）認定を希望する場合	認定を受ける目的により異なる	※４
3	建築物環境配慮制度（CASBEE埼玉県）	床面積が2,000㎡以上の建築物		工事着工の21日前まで	川越建築安全センター
4	福祉のまちづくり条例	特定生活関連施設に該当する場合		工事着工の30日前まで	鶴ヶ島市 都市整備部 都市計画課 (經由事務のみ)
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか		工事着工の7日前まで	※１ ただし、土木工事等は川越建築安全センター東松山駐在
6	長期優良住宅	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※４
7	低炭素建築物新築等計画	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※２
8	埼玉県景観条例	区域ごとに一定規模を超える建築物・工作物等		工事着工の30日前まで	鶴ヶ島市 都市整備部 都市計画課
9	埼玉県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出する場合		工事着工の前まで	鶴ヶ島市 都市整備部 都市計画課
10	埼玉県中高層建築物の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等		確認申請の前まで	鶴ヶ島市 都市整備部 都市計画課 (經由事務のみ)
11	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上		確認申請の前まで	東松山環境管理事務所
12	小規模住戸形式集合住宅の建築に関する指導指針	鶴ヶ島市小規模住戸形式集合住宅の建築に係る指導要綱 (床面積が25㎡未満の住戸又は住室)		小規模住戸形式集合住宅を建築しようとするとき	鶴ヶ島市 都市整備部 都市計画課

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※ 1 (一)下記に掲げる建築物： 鶴ヶ島市 都市整備部 都市計画課

◇建築基準法第6条第1項第2号のうち、木造建築物で、以下の条件を全て満たすもの（知事の許可を必要とするものを除く）

- ・地階を除く階数が2以下
- ・延べ面積300㎡以下
- ・高さ16m以下

◇建築基準法第6条第1項第3号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）

(二)上記以外の建築物： 川越建築安全センター東松山駐在

※ 2 (※ 1(一))の建築物： 鶴ヶ島市 都市整備部 都市計画課
(※ 1(二))の建築物： 埼玉県 建築安全課 (TEL 048-830-5519)

※ 3 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※ 4 (※ 1(一))の建築物： 鶴ヶ島市 都市整備部 都市計画課
(※ 1(二))の建築物： 川越建築安全センター本所

※ 5 建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物